

別表（第3条関係）

（1）運動場の使用料

単位	使用料
	円
1時間	210

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。以下同じ。
- 2 使用料算定の基礎となる使用の時間が1時間に満たないとき、又は1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。以下同じ。

（2）体育館の使用料

区分	単位	使用料	
		全面	半面
		円	円
大町小学校 多賀小学校		150	—
塩田小学校 志筑小学校 中田小学校 津名東小学校 石屋小学校 北淡小学校 一宮小学校 学習小学校 浦小学校 津名中学校 岩屋中学校 北淡中学校 東浦中学校	1時間	310	150

(3) 運動場の照明設備使用料

区分	単位	使用料		
		全灯照明	半灯照明	1基照明
岩屋中学校	1時間	円 3,350	円 1,670	円 —
北淡中学校		3,020	—	500
一宮中学校		1,500	—	370

(4) 体育館の照明設備使用料

区分	単位	使用料
大町小学校	1時間	円
一宮小学校		100
多賀小学校		
塩田小学校		
志筑小学校		
中田小学校		
津名東小学校		
石屋小学校		150
北淡小学校		
学習小学校		
浦小学校		
津名中学校		
岩屋中学校		
北淡中学校		210
東浦中学校		